八四の一、五八四の六、五八四の七、字いすケ浴五八九の一、五八九の四、五九一の一、字西中の原五九三の一、五九三の四、五九三の七、五九五の一、五九五の四、字西宮ケ原五九七の一、五九七の七、五九八の一、五九八の七、五九八の八、字上聾原七二一・七二二の二・七二三の二・七二四の二（以上四筆国有林）、七二二の一、七二三の一、七二四の一、字椅子ケ浴七六二（国有林）、字津んぼう原二一五三、字秋葉二六三四、字荒谷二六三四の五・二六三四の四一・二六三四の四二（以上三筆国有林）、二六三四の一（次の図に示す部分に限る。）、二六三四の二、二六三四の三、二六三四の二〇から二六三四の二四まで、二六三四の二七から二六三四の三四まで、二六三四の三八、二六三四の四四から二六三四の四九まで、字金山奥三五二七、宮野下字田床二二八八の五、二二八八の七、二二八八の一三、字落合山二二八八の八、二二八八の一四、二二八八の一八、字落合二二八八の九、二二八八の一〇、字田床山二二八八の一五、二二八八の一六

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第千三十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキ　ＳＦ４１３	210036	井関農機株式会社
〃	キセキ　ＳＦ４１４	210037	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市仁保下郷字砥石場四三七、四四三の一、仁保中郷字東並山九三一の二一、字西並山九三七の一、九三七の二六、九三七の二七、九三七の六一から九三七の六四まで、九三七の七一、字牛飼原一〇五の二、下小鯖字大平七二七の一、上小鯖字江良山八九〇の一、宮野上字荒谷二六三四の五・二六三四の四一・二六三四の四二（以上三筆国有林）、二六三四の一（次の図に示す部分に限る。）、二六三四の三、二六三四の二四まで、二六三四の二七から二六三四の三四まで、二六三四の三八、二六三四の四四から二六三四の四九まで、字杖板西二六四〇の二一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
西日本高圧瓦斯株式会社	前	本社　福岡県福岡市博多区古門戸町四番十六号 大分営業所　大分県大分市大字政所三千四百九十番地
	後	大分県大分市大字政所三千四百九十番地

○国土交通省告示第五百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

おそふえ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年建設省告示第二百四十五号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県東温市山之内

字麓本谷　甲六六八番一　一号
甲六六八番二　十四号
字本谷南平　乙一三三番二　二号から七号まで
乙一三三番一　八号及び九号
乙一三二番一　十号から十三号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

アゼチ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡いの町大森

字大西　一二八番一　一号及び二号
一二八番三　三号
二九四番　四号
一四三番　五号
一四二番一　六号、七号、十四号及び十五号
字トヤバ　一二四番四　八号、九号、二十二号及び二十三号
五七番三　十号及び十一号
五四番　十二号
五三番一　十三号
五三番二　十六号から十八号まで
五七番一　十九号から二十一号まで

一二四番一　二十四号

ロ　次に掲げる土地（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県吾川郡いの町大森

字小林　八九番
一四二番四
一四三番及び一四四番
三〇〇番
字大西　一二七番一及び一二七番二
二九四番

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南野山西谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡大川村南野山字中在所

一〇〇番三　一号及び二号
一五九番　三号から六号まで
一五九番地先水路敷　七号
一五七番一　八号から十五号まで
一五七番一地先水路敷　十六号
一六三番三　十七号から二十一号まで
一六三番四　二十二号
一六五番八　二十三号から二十五号まで
一六五番六　二十六号